

事業タイプ	交付申請番号	年度	事業者番号	住宅番号
	30-			

※交付申請番号は「交付申請番号入力シート」に入力してください。

長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室 殿

交付申請者 (施工業者)	名称 代表者	印
-----------------	-----------	---

甲(工事発注者)と乙(施工業者)は、平成30年度長期優良住宅化リフォーム推進事業(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、以下の共同事業実施規約(以下、「本規約」という。)を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、届け出ます。

平成30年度長期優良住宅化リフォーム推進事業(安心R住宅) 共同事業実施規約

(要件等の確認)

第1条 甲と乙は、本補助金の交付規程、マニュアル等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲および乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。

- 2 甲と乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ニ)の全ての事項について、了解したものとする。
- (イ) 本補助金の補助対象となるリフォームについて、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)
 - (ロ) 本補助金を受けた住宅(以下、「住宅」という。)について善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
 - (ハ) 甲は、住宅の引渡しから10年間、支援室の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取り壊してはならないこと(補助事業者である施工業者や住宅所有者等が、本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供する場合を除く)
 - (ニ) 提出した個人情報は、支援室が国から本事業に係る補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体および国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること

(申告)

第2条 甲と乙は、本補助金の交付申請が制限される以下の(イ)から(ハ)の事項への該当の有無について、相互に申告する。なお(ロ)及び(ハ)については、乙にはその役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)を含むものとする。

- (イ) 平成27年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと
 甲 (有り 無し) 乙 (有り 無し)
 (有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)
 - (ロ) 甲乙の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社等に該当すること
 (該当する(三者見積を提出) 該当する(単価積上方式により申請) 該当しない)
 - (ハ) 暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること
 甲 (該当有り 該当無し) 乙 (該当有り 該当無し)
- 2 前項の申告内容に虚偽等が存することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された補助金を返還することについて、甲乙とも一切の意義を申し立てないものとする。
- 3 甲または乙が、第1項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲または乙は当該損害についてその責任を負うこととする。

(交付申請等)

第3条 甲と乙は、本規約締結後すみやかに、本補助金の交付申請及び完了報告、補助金の受領に至るまでの一切の手続きを共同して行う。

2 本補助金の交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙を代表して乙が行うものとする。

3 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

(補助金の還元)

第4条 乙が代表して本補助金の交付を受けたとき、乙は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の方法により甲に還元するものとする。

(締結時にいずれか選択すること)

- 現金の支払い
 - 甲の乙に対する債務と相殺(当該債務は、本制度により交付が見込まれる補助金額について、甲が乙に支払うべき工事代金から、支払いを猶予することにより生じるものであり、本規約によって甲と乙が同意するものである。)
- 2 甲が安心R住宅の売主である場合、甲は、前項により還元された補助金相当額について、当該住宅の購入者が支払うべき住宅の購入代金の一部に充当するものとする。

(不承認)

第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

甲と乙は、本規約を2通作成し、それぞれ保管するものとする。

平成 年 月 日	
【甲】工事発注者 住所	【乙】施工業者 住所
氏名	名称
印	代表者
法人・団体等の場合は、氏名欄に名称と代表者名を記入してください。 連名の場合はそれぞれの方の住所と記名押印が必要です。	

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

事業タイプ	年度	事業者番号	住宅番号
	3 0 -		

※交付申請番号は「交付申請番号入力シート」に入力してください。

平成30年度長期優良住宅化リフォーム推進事業 共同事業実施規約（別紙）

平成30年度長期優良住宅化リフォーム推進事業共同事業実施規約第2条(イ)により補助金の返還がある場合の返還補助金の概要は次のとおりです。

補助事業者の名称	
事業名	
返還命令日	平成 年 月 日
返還日	平成 年 月 日
返還額(円)	
返還事由	

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。